

## 豊川市特別職報酬等審議会 議事録（第2回）

1 日 時 平成 27 年 12 月 14 日（月）午後 2 時～午後 3 時 28 分

2 場 所 豊川市役所 本庁舎 3 階 議会運営委員会室

3 出席者 【委 員】

日比 嘉男	委員（会長）	伊藤 憲男	委員（会長職務代理者）
浅川 清	委員	神谷 典江	委員
竹内 智則	委員	権田 晃範	委員
瀬野 弘志	委員	澤井 妙子	委員
鈴木 正子	委員	河合美恵子	委員

4 議題の審議

会 長： 前回の審議会においては、事務局からの説明後、皆さんには報酬額等について積極的にご審議いただいたところです。その中で、皆さんから寄せられた質問や要望等を受けて作成された資料が、事務局から事前に送付されておりますので、内容について事務局から説明をお願いします。

事務局： < 事前送付資料の説明 >  
< 当日配布資料「豊川市の家計簿」の説明 >

会 長： ありがとうございます。ただ今、第 1 回目の審議会において皆さんから寄せられた質問や要望等を受けて作成された資料について、事務局から説明をしていただきました。まずは前回ご審議いただいた内容を、改めて皆さんに確認させていただきます。

教育長が特別職となったことにより新たに審議対象に加わり、報酬の水準について検討する必要がありますが、前回の審議会においては、新たなスタートとしての報酬を検討する必要があるとされたところです。

先ほど、事務局から教育長の給与改定の経緯を説明していただきましたが、それによれば、平成 17 年度以前は本給の 10% の額を調整手当として支給していたのが、平成 18 年度において、市長・副市長と同様に調整手当を廃止し、本給の 5% 相当額を本給に上乗せする形で給料月額を改定し、以降、平成 22 年 4 月 1 日適用で改定がなされ、今日に至るとのことです。平成 17 年度と平成 20 年度との比較からも分かる通り、調整手当の廃止により、県内における順位が下がり、平成 27 年度においては、県内で 15 番目となっているところであります。

一般職の給与改定の状況を見ますと、今年から地域手当の支給が始まり、今年度は 4%、最終的には 6% となるとされているところであります。こうした状況を踏まえ、今回、スタートラインとして教育長の給料をしっかりと決める必要があると思われま。

教育長の給与水準を決定し、次に市長・副市長・議員の給料を決定する、今回はその 2 点について審議いただくことになるかと思ひます。人件費比率の状況等、資料をご覧いただき思ったこと等を忌憚なく意見いただければと思ひますが、あくまでも皆さんにご審議いただくのは、教育長の職責に見合った給料とはどうあるべきか、市長・副市長・議員について改定する必要があるかという点になりますので、ひとつよろしくお願ひします。

現在、県内の各市では、本市と同じように報酬について審議しているもの

と思われます。他市の教育長についての審議の状況を、分かる範囲で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 審議の状況でございますが、本市の教育長につきましては、平成27年4月から新制度に移行し、それまでの教育委員長の職務を兼ねる新教育長として、新たに3年任期の特別職として就任しているといった説明をさせていただいているところです。

県下の状況としましては、今年度審議会を開催する市は37市中23市であり、23市のうち新制度の教育長となっているのは12市、残りの11市は旧制度の教育長としての任期が継続している状況であります。

先週末に聞き取った審議会の進捗状況としましては、据え置きで結審した市が2市、審議会としての方向性が出た市は4市で、その内の2市は据え置き、残りの2市は人事院勧告の改定率に基づく増額改定の方向で審議中となっております。しかしながら、増額改定の2市につきましては、いずれも市長の給料が100万円に達していない市であり、県内での順位も低い市となっております。その他の市につきましては、現在審議の最中であり、まだ方向性も定まっていないといった状況であります。

会長： 特別職全体の審議状況としては説明いただいたとおりかと思いますが、教育長だけに絞った場合の審議の状況としてはいかがでしょうか。

事務局： 分かっているものとしましては、昨年の審議会において、職務職責の増加を勘案して改定したのが2市、その内の1市は65万5千円を68万円に改定し、もう1つの市は79万5千円を83万円に改定しております。

会長： その2市だけをみた場合、市長・副市長の給与は、県内での順位はどのぐらいでしょうか。

事務局： 1市は、教育長は県内で3番目、市長・副市長はともに豊川市よりも1つ順位が上の10番目となっております。また、もう1市は、教育長は県内で30番目、市長は27番目、副市長は26番目となっております。

会長： ありがとうございます。参考になったかどうか分かりませんが、新教育長をどう位置付けるかがポイントになります。10%の調整手当廃止時に5%分は本給に上乘せしていますが、5%分は上乘せしていないため、その差は現実としてあると言える状況であります。

資料の3ページでは、2%、4%、6%の地域手当支給割合別の教育長の月収比較が示されておりますが、その当たりを踏まえてどうするかをご検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 今年度から新教育長制度が導入されて特別職となっておりますが、それまでの教育委員長としての職務も加わり、責任の度合いはどのように変化しているのでしょうか。

事務局： 昨年度までの教育長は、一般職の教育長としての身分と特別職の教育委員としての身分を有しておりましたが、今年度からは、特別職の新教育長としての身分を有している状況です。1回目の審議会資料4ページにもありますとおり、昨年までは教育委員長が教育委員会の代表者、教育長は具体的な事務執行の責任者となっており、それぞれ役割分担がされておりました。それが、今年度からは、教育長が教育委員会の代表者であり、かつ事務局の指

揮監督者とされているところであります。

委員：教育長は特別職となり、職務職責も増加しておりますので、相応の報酬額を受け取ってもいいのではと思います。そのように考えますと、市長・副市長と比べて相対的に低い水準であるものと思います。

会長：職務職責の増加を考慮して引き上げるべきといった点は、第1回目に皆さん共通の認識とされたところです。問題は、どのような水準にすべきであるかということになりますが、ベースがないと審議できませんので、参考までに示していただいたところですが、ご意見はいかがでしょうか。

委員：教育長の給与水準を決めるに当たっては、市長・副市長との比較になってくるものと思われまふ。市長・副市長の給料をどうするかにより、教育長の給料の額は変わってくると思ひます。市長・副市長を据え置くとした場合に教育長をどの程度改定するのか、また、市長・副市長を改定するとなった場合にはそれに見合う教育長の改定はどの程度であるか、均衡を図る必要がありまふので、教育長の給料を先に決めるのもよいですが、どちらかと言えば市長・副市長の給料から決めたほうがよいと思ひます。

会長：スタートラインとしての教育長の給料水準をどうするか、その上で市長・副市長・議員の給料をどうするか、その2点を審議する必要があると言ひましたが、順番はどちらを先にしても構ひまふので、皆さんの意見に基づいて考えていければと思ひます。新制度における教育長の給料水準については、例が少ないために難しい審議にはありますが、ある程度引上げるということについては、皆さんよろしいでしょうか。

委員：新しい制度になっていまふので、ある程度それに見合った給料にしなけれぱならないと思ひます。

会長：先ほど事務局からも説明がありまふとおひ、県内の市で結審した市はわずか2市でいずれも据え置き、方向性が出た市も4市のみとなっており、その内の2市が増額で改定、2市が据え置きとなっている状況です。改定となっている2市は、市長の給料が100万円未満の人口規模の小さな市でありまふので、あまり参考にならないかもしれまふませんが、本市を含めた残りの17市が現在審議中といった状況となっています。改定となっている2市は、人事院勧告に基づく改定でよかつたでしょうか。

事務局：2市は、いずれも人事院勧告に基づいて特別職を増額していくとしておりまふ。なお、人事院勧告による一般職の給与改定率としましては、平成27年度は0.4%、平成26年度は0.3%の引き上げとなっております。

会長：そのような状況をどうみていくかということになりますが、皆さんいかがでしょうか。

委員：教育長の給料を2%増額した場合、順位としては市長・副市長の順位と同じぐらいになります。それよりも上げてよいとも思ひますが、市長・副市長よりも突出することになりますので、2%であれば年収ベースで12位となり、よい水準であると思ひます。そうした場合、地域手当として支払うべきか、給料に含んで支払うべきであるかということになりますが、そのあたりをベースにして考えるのがよいのではと思ひます。

会 長 : 2%の改定をして12位にする、順位にこだわるのがよいかどうかは分かりませんが、ある程度順位を参考にしなければまとまりにくいところでもありますので、今のご意見について、皆さんいかがお考えでしょうか。

委 員 : 今の意見に賛成です。市長・副市長については、他市も審議をしている最中でもありますので、はっきり決めるのは難しいところでもあります。しかしながら、教育長については、既に引き上げ改定した2市の人口が11万人と6万人であるのに対し、本市の人口は18万人、子どもの数も2市よりも多いことも踏まえて改定してもよいのではと思います。

委 員 : 先ほども意見がありましたとおり、新制度になって何とかしなければならぬというのは分かりますが、合併協議の際などでも周りの市と手当等を比較していたこともありますので、本市だけ突出してはいけないと思います。急に下げることもできませんので、このあたりも真剣に考えるべきであり、少し動向を見てからのほうがよいのではと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 : ちょうど新制度に移行した市と旧制度の市とがあるため、しばらく様子をみたほうがよいのでは、という考えでよかったですでしょうか。

委 員 : 23市中12市が新制度であるため、少し様子をみれば、動向が見えてくるものと思い、意見させていただきました。

会 長 : 残りの11市の教育長については、残任期間中ですので、必ずしも今年で新制度に変わるというわけではありませんが、いかがでしょうか。

委 員 : 資料に記載されているのは、すべて旧制度の給料額でしょうか。

事務局 : 新旧制度が混在している状況です。

委 員 : 前回の資料12ページに記載のある市の教育長は新制度であるか旧制度であるか、把握はできていますか。

事務局 : 今年審議会が開かれる23市については把握していますが、それ以外の市については把握していません。

委 員 : 前回の資料12ページの市については、ほとんどが旧制度とあってよいのでは。

事務局 : ほとんどが旧制度であると考えていただいて結構です。

委 員 : 教育長については、教育委員長としての職務が増加することになりますので、普通の考えとして、当然引き上げてよいと思います。市長・副市長についても何年経ったら上げるといったものではありませんし、職務が増加するわけですから、ここは引き上げてよいと思います。

会 長 : 上げること自体は、前回は皆さんの総意とされたところであるかと思いますが、どの程度上げるのかといったところが議論になりますね。

委員：皆さんいろいろとご意見をされているところですが、教育長が特別職に加わったということもありますが、順番からすれば、市長・副市長の給料がどうあるべきかを定めるほうが先であると思います。据え置くのか、若しくは何らかの改定をするのか、決定する基準としては、最後は財政力しかないと思います。資料の最終ページのほうに記載のある財政力を見て、それに照らして判断するしかないと思います。そうした後に教育長について判断する必要があると思いますが、傾向を見ますと、頭数がいればそれなりにお金も入ってきますので当然ではありますが、財政状況は概ね人口に比例しているといったところです。

財政力に見合う市長・副市長の給料水準を決めて、最後に教育長の水準を決める、その順番のほうがよいと思います。教育長から議論した後に市長・副市長でブレが生じた場合には、その時点でまた振り出しに戻ることになりますので、市長・副市長をどうするのか、下げることはないとは思いますが据え置くのか、何らかの係数を乗じて引き上げるのか、その辺りを議論したほうがよいと思います。

会長：先ほども申し上げておりますが、どちらを先に議論するかということにつきましては、市長・副市長を先に行ったほうがやりやすいということであればそのようにしていただければと思います。先ほども同じご意見をいただきましたので、先に市長・副市長について決めるということでもよろしいでしょうか。ご同意いただけるようでしたら、それでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〈 全委員、同意 〉

会長：では、先に市長・副市長について決めることとしますが、改定すべきであるか、若しくは据え置きとするか、今回据え置くとした場合には次回は2年後の検討となりますが、いかがでしょうか。

委員：現在の市長・副市長の地域手当はゼロですが、今後、支給されて給料が増えるということになるのでしょうか。

事務局：市長・副市長の地域手当をどうするかということも含めて今回審議をしていただくこととなります。

委員：そうであれば、地域手当を支給するとなれば、給料水準が上がるということになるのですよね。

事務局：そうなります。

委員：特別職の地域手当は支給すべきものですか、支給してもしなくてもよいものですか。

事務局：特別職に関しては、地域手当を支給することができるという規定になっておりますので、一般職のように必ず支給しなければならないというものは異なります。支給してもよいし、支給しなくてもよいものです。

委員：組合でいろいろな企業の手当を見ますと、手当という項目で支給しているのは、通例では一般職を対象としており、役員や管理職には手当の支給がないのが一般的です。役員に扶養家族がいても家族手当等の支給はなく、たと

え扶養家族が10人いようが役員としての仕事は同じであり、役員としての職務に対する報酬が支払われているところです。その感覚で言えば、市長・副市長についても同様であると考えられますので、手当として支給するのではなく年俸として支払い、市民にも分かりやすいものにすべきだと思います。名称はどうあれ、手当とつく手当をもらっているとされますので、本給のみの支給としたほうが分かりやすいと思います。

会 長 : おっしゃるとおり、一般企業は年俸制に移行しており、私ども役員は一切を含んだ年俸になっています。そのような観点でいくということになれば、手当を支給せずに、給料のみの支給とすることになりますが、いかがでしょうか。

委 員 : 手当として別に支給すると、ぼやけることになります。公表されるのも本給のみでありますので、手当分が隠れることになります。本給だけみるとあまりもらっていないように思われますが、手当がある場合には、実際にはもっともらっていることになります。以上のことから、給料は明らかにしたほうがよいと思います。

委 員 : 市民から見てもそのほうが分かりやすいですし、隠すのではなく、オープンにすべきものだと思います。

会 長 : では、皆さんのご意見に基づき、手当としては支給しないということによるのでしょうか。

〈 全委員、了承 〉

会 長 : ありがとうございます。では、改定すべきであるか検討いたしますが、ご意見はいかがでしょうか。

委 員 : 人事院勧告においては、26年度が0.3%、27年度が0.4%の改定とされていますが、2年に一度の審議会では、それに基づいて特別職の改定を決めるものでしょうか。

事務局 : 人事院による勧告というのは、あくまでも一般職の給与勧告でありますので、特別職はそれに連動して改定しなければならないというのではなく、参考にして行っているといったところです。

委 員 : そうなると、特別職については、一般職に先行するのではなく、後追いということになりますね。

会 長 : 他市の特別職の改定状況など、ある程度の係数が分かるようになるのはいつ頃になるのでしょうか。

事務局 : 来年調査すれば、今年度における各市の改定状況が確認できます。

会 長 : 考え方ではありますが、ある程度比較できるようになるまでは据え置きとし、状況が分かったときに改定を検討するというのも一つの手であると思います。ただし、2年に一度の審議会でありますので、改定を検討するのは2年後になってしまいます。例えばですが、隔年しか開催していない審議会を、来年開くということも可能ですよね。

事務局 : それは可能です。

会 長 : そうであれば、今回は据え置きとし、来年もう一度審議会を開催し、状況をみて決めたほうが判断しやすいかとも思います。2年後でなければ判断できないということであれば別ですが、いかがでしょうか。

委 員 : 現状では、教育長については、皆さんも引き上げてもよいとお考えのようですが、市長・副市長の給料を引き上げようという雰囲気はあまりないようですので、今年度は据え置きとすべきであると思います。

会 長 : 現時点で改定を検討するのは難しい状況でありますので、今年度はひとまず据え置くというのも有効であると思います。皆さんいかがでしょうか。

委 員 : 私も大賛成です。決断が下らないと言いますか、市長・副市長のことも考えなければなりません。それよりも1回目の審議会でもあったとおり、教育長の問題は非常に大きなものであり、審議を要するというのは全会一致していたところです。他の動向等を見ながら、本日配布していただいた資料を拝見しましたが、決して裕福な市ではないといった印象です。少し状況を見ながら、もう少し落ち着いて審議したほうがよいと思います。来年度開催できないのであれば別ですが、開けるのであれば少し時間をおくのも作戦の一つであると思います。

会 長 : 私もそのように思いましたので、来年改めて開催するのもよいかと思ったところです。

事務局 : 先ほども申し上げましたが、特別職の報酬審議会は、特別職の報酬を改定する必要がある場合に、市長が審議会に諮問を行い、ご審議いただくものです。今までは概ね2年に一度のペースで審議会を開催してきましたが、実際に毎年行っていた時期もあります。先ほども申し上げましたとおり、県内の37市中23市が今年度審議会を開催し、残りの14市が来年度の開催となりますので、しばらく経てば、判断材料が揃うということになります。

委 員 : 現時点での判断は難しいですね。

会 長 : そうですね。裕福な市であれば別ですが、現時点では先行して判断できる要素がないと思われませんが、いかがでしょうか。

委 員 : 答申書に来年度開いたらどうかということ盛り込むのはいかがでしょうか。

会 長 : 皆さんのご意見であれば、そのように答申させていただきますが、いかがでしょうか。特段ご意見がなければ、今回は市長・副市長・議員の報酬は据え置きとし、来年度改めて審議会を開催するとして結審するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈 全委員、了承 〉

会 長 : ありがとうございます。それでは、市長・副市長・議員については据え置きとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次に教育長についてご審議いただきますが、引き上げということについては皆さん共通の認識ということによろしかつたでしょうか。それであれば、落とすところをどこにするかということになりますが、市長・副市長・議員を据え置いたということ踏まえてご審議いただければと思います。先ほどいただいたご意見は、2%の地域手当を含んだ額を給料とするというものでしたが、いかがでしょうか。

委員：その辺りを軸としてご検討いただければと思い、意見をさせていただいたものです。

会長：いただいた意見を軸として、改定する額が高すぎる、若しくは低すぎるといったところでご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員：皆さんのご意見と一致しておりますが、あえて地域手当として支給するのではなく給料として支給する、改定案としては、資料5ページの一番右に記載のある地域手当の2%相当額を本給に加算するというのがよいと思います。手当として支給すると分かりにくいと思いますので、給料に含めて支給するのがよいと思います。

会長：ただ今、このようにご意見をいただきましたが、他にはいかがでしょうか。

委員：同じような意見になりますが、給料に含めた形で考えていただければと思います。

会長：事務局から話がありそうですが、何でしたでしょうか。

事務局：資料5ページには、給料として768,060円と記載しておりますが、本給でありますので、端数の60円は切り捨てということによろしいでしょうか。外付けで支給される手当であれば10円単位の端数が生じてもよいところですが、本給でありますので、千円単位とさせていただくものです。

会長：他にご意見はいかがでしょうか。他にご意見がないようでしたら、教育長の給料を768,000円に改定するということによろしいでしょうか。

〈 全委員、了承 〉

会長：ご承認いただきましたので、教育長については、地域手当として支給するのではなく、給料で支給することとし、月額を768,000円に改定するという事で結審させていただきます。

委員：一点だけ意見をさせていただいてもよろしいでしょうか。いただいた資料の7ページ、報酬の額とは直接関係はありませんが、議員提案の件数の状況についての意見であります。

本市が属する人口10~20万人未満の市は全国で156市あるわけですが、本市の議員提案件数はわずか2件と極めて少ないのに対し、全国平均では12.6件となっておりますので、もう少し活発に活動していただきたいという旨の記載を答申書に加えていただきたいと思います。2件の提案内容から察するに、どこかの団体から言われたことだけを行っているに過ぎず、自主的な取り組みではないと思われまますので、淋しく思うところであります。

委員： 独自にまちづくりのことを考えて提案していただきたいと思います。2件ではあまりに少なく、残念に思います。

委員： 地域に目を向けて取り組んでいただきたいと思います。

委員： 5万人未満の市よりも提案件数が少ない状況ですので、ぜひ活発に取り組んでいただきたいと思います。

会長： では、表現はお任せしますので、そのような記載を答申書に加えていただくようにお願いします。

事務局： 承知しました。

会長： 他に意見等はありませんか。皆様のご協力により、会議は今回をもって終了といたします。2回の会議での議論を通じて、特別職に対する市民の期待が大きな流れとして一致し、集約されたことが2回の審議の結果であったと思っております。まだ審議会の委員としての仕事が終わったわけではありません。あとは皆さんに答申に対してのご意見をいただき、私の答申の取りまとめにご協力いただくこととなりますが、会議につきましては、活発にご意見をいただき、深く感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

会長として上手に会議を運ぶことができませんでしたが、皆さんには、多大なるご協力をいただき、本当にありがとうございました。

会長： これをもちまして、豊川市特別職報酬等審議会の審議会を終了いたします。皆様本当にありがとうございました。

以上